

令和4年10月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和4年10月11日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時26分
- 5 出席した教育長及び委員
花田 忠雄 教育長
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
河野 真理子 委員（第二教育長職務代理者）
吉田 勝明 委員
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員
- 6 出席職員
教育局長 田代 文彦
県立高校改革担当局長 杉山 正行
副局長 江藤 政克
教育参事監 宮村 進一
総務室長 市川 秀樹
行政部長 大場 勇人
指導部長 濱田 啓太郎
支援部長 古島 そのえ
生涯学習部長 吉田 美和子
企画調整担当課長 櫻山 周
管理担当課長 高橋 敦
行政課長 増田 慎
教職員企画課長 田村 暢
参事兼教職員人事課長 羽鹿 直樹
県立学校人事担当課長 市川 幸春
厚生課長 伊藤 聡
参事兼高校教育課長 増田 年克
保健体育課長 富澤 桂子
子ども教育支援課長 下反 達二
特別支援教育課長 片山 葉子
生涯学習課長 信太 雄一郎
- 7 提出議題 次葉のとおり
- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

教育委員会10月定例会 会議日程

日時 令和4年10月11日(火) 9時30分から
場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室

1 議事

日程第1

定教第29号議案

令和5年度神奈川県立の高等学校の入学者募集（専攻科を除く。）に係る生徒入学定員について

定教第30号議案

人事案件について

日程第2

報第6号

人事案件について

2 協議・報告事項

報告1

県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について

教育委員会10月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会10月定例会を開会いたします。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、有効に成立しております。
本日の会議録署名委員ですが、吉田委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

吉田委員 (了解)

教育長 本日の議題ですが、日程第1として「令和5年度神奈川県立の高等学校の入学者募集（専攻科を除く。）に係る生徒入学定員について」ほか1件の付議案件があります。
また、日程第2として「人事案件について」の報告案件がございます。
さらに、協議・報告事項として「県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について」の報告がございます。
お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の定教第30号議案及び日程第2の報第6号は人事に関する案件であります。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び神奈川県教育委員会会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、非公開案件は後で審議することとし、先に公開の案件に入りたいと思ひます。
それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行を下城委員、よろしくお願ひします。

下城委員 それでははじめに、進行の関係から、協議・報告事項の報告1に入ります。

報告1 **県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について**
説明者 櫻山企画調整担当課長

企画調整担当課長 ファイル04の「報告1」をお開きください。「県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について」です。

最初に、資料の構成について、今回の報告から見直しをさせていただいておりますので、ご説明させていただきます。まず「1」県立学校及び市町村立学校の対応のうち、前回までにご報告した内容は、県教育委員会ホームページに公表していることから、資料への記載を割愛し、前回以降の対応のみ記載させていただくこととしました。また、2/8 ページから 3/8 ページに記載のとおり、県教育委員会における現在の教育活動等について、別紙として記載しております。

それでは、今回の報告内容についてご説明させていただきます。資料 1/8 ページですが、「1 県立学校及び市町村立学校の対応について」です。「(1) 文部科学省から 9 月 9 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について」により、患者の療養期間等の見直しについて通知されたことを受け、以下のとおり対応していくこととし、同日、県立学校に通知するとともに、全市町村教育委員会にも同様の対応を依頼しました。見直しの内容ですが、有症状患者は、発症日を 0 日として翌日から 7 日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には 8 日目から解除を可能とするなど、資料記載のとおりです。

「(2)」9 月 21 日の県対策本部会議において、9 月 30 日までとされていた「かながわ BA.5 対策強化宣言」を、9 月 25 日をもって終了することとされたことを受け、基本的な感染防止対策の徹底について、引き続き対応していくこととし、県立学校に通知するとともに、全市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼しました。

「2 今後の対応」です。引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応してまいります。

4/8 ページの「参考 1」県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況と、8/8 ページの「参考 2」県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況は、9 月 30 日現在の数字をお示ししておりますので、後ほどご覧ください。ご報告は以上となります。

下城委員

それでは、質問がありましたらよろしく申し上げます。いかがでしょうか。

では、私からよろしいですか。かなり急速に第 7 波が収束しつつあるという見通しの中で、早々に国から、マスクの取り外しについての指針のようなものが出されたと思います。とはいえ、ニュース等で行楽地あるいは野球とかのイベントを見ていると、まだ大人も感心に皆マスクをしている状況を見ます。ですが、学校ですね。子どもたちは割と早くから「マスクはもういいのではないの」と、「自分たちばかり厳しすぎるのではないか」というような声はかなり早くから上がってはいたと思うのですが、これからの学校におけるマスクの解除ですね。今言ったように、大人の社会がかなりまだマスクをきちんとしているというのが日本の状況ですので、学校でも引き続きそれでいいとは思いますが、やはり段階的に解除していくのならどこから解除していくのかということ、少し事前に考えておく必要があるのではないかと思います。学校というのはかなりメリハリをつけて、例えば熱中症に注意するということで「体育の時間は外していいよ」とか、「給食は黙食で」とか、一番メリハリをつけて着けたり外したりということをやってきたとは思いますが、今後、どういう順番で

さらに解除していくかということは、少し検討しておく必要があるのではないかと思いますのですが、お考えをお聞かせ願えないでしょうか。その辺を検討されているようだったら教えてください。

保健体育課長 マスクの対応については、まだ国の方から、具体的にこういった場面で外していいといったガイドラインの改定に係るような内容での指針が示されておられません。

下城委員 それは学校に対してですね。

保健体育課長 そうです。まだ具体的な状況で、例えば、学級の中で静かに授業を受けている状況であれば外してもよろしいとか、そういうところの判断になるまで至っていないので、下城委員がおっしゃられたとおり、今の状況でのマスクの着用となっております。感染は抑えられてきたとはいえ、学校の中では感染拡大を防止する観点がありまして、陽性者が出ると、その周りの濃厚接触者相当の対応については、いまだしっかりと把握して学級閉鎖等につなげている事実もありますので、今後国の動向を踏まえて、段階的に対応していきたいと考えているところです。

下城委員 インフルエンザと同時流行するのではないかということも言われていて、今のよう検査体制だと、インフルエンザなのか新型コロナなのかが分からず、どちらにも敏感に対応して学級閉鎖等をしていかなければいけないという状況もあるかと思うのです。幸い、今少し減ってきているのですが、今後の推移はまだ分からないので、おっしゃるとおりだと思うのですが、文部科学省待ち、国待ちだとは思いますが、神奈川県としても考え始めておいてもいいのかなと思います。

他にいかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 それに関連しているのですが、登校の状況について、この資料にも当面の間は、「時差通学を継続する」「時差通学及び短縮授業を継続する」とあるのですが、どういう状況になったときにこれを解除していくのか、そして、解除の方法はどのようにするのかという辺りについては、校長会議等との話し合いは進められているという認識でよろしいですか。併せて、具体的に何かその辺りで挙がっているようなことがあれば教えていただきたいと思います。

高校教育課長 時差通学については、高等学校の関係で言うと、今の在生徒は、ずっと時差通学なのです。要は、通常の時間というのを経験していない。逆に言うと、今の時間にすっかり慣れて、生活のリズムもそれでできている。学校の教育活動、部活動に若干支障が出るものの、そこは各学校で工夫しながらやってきているという現状があります。今日の報告資料にも出させていただいておりますが、9月の段階で、かなり各校授業開始時刻の見直しをしまして、9時まで含めると結構あるのですが、9時を超えて始業時間としている学校が大きく減少している現状があります。これは各学校が地域の交通機関等の状況をしっかりと勘案しながら、しかるべき時間を設定し、元に戻す

方向に動きつつあるという状況です。この傾向はある意味、我々としては好ましい方向だと思っております。ただ、学校によっては、やはり近隣の他の学校との関係で、今の形で非常にうまくいっているというところもありますので、一律に元の時間に戻すということを我々の方から発信するよりも、学校が実態に合わせて計画していくというような方法をもうしばらくは見ていた方がよいという考え方をしております。校長からも、現状について聞き取りをさせていただいているというのが現状です。

笠原委員 同様に特別支援学校の場合はいかがでしょうか。

特別支援教育課長 特別支援学校の場合は、特に高等部の通学について、朝の時間を遅らせている学校はありますが、その学校の状況によって、通学に使うバスの状況が混雑してしまうとか、他の高等学校との関係性の中で混雑してしまうとかというようなところで、時間を少しずらすというようなことをしている学校はありますが、状況を見ながら、通常に戻していくということができないかということを各校考えているところです。

下城委員 河野委員。

河野委員 社会教育施設について教えてください。例えばリニューアルした図書館などは、交流の促進をうたっていると思いますし、非常に期待したいところだと思うのですが、今後、コロナ対策等、難しいところだと思うのですが、何か対応でお考えがあれば教えていただきたいと思います。

生涯学習課長 それは開館時間という視点でしょうか。それとも、感染防止対策でしょうか。

河野委員 時間も含めて。交流を促進したいという面と、コロナ感染防止対策の面とあると思うのですが、何かその辺のお考えがあれば教えてください。

生涯学習課長 感染防止対策という視点では、ガイドラインを設けて、現場の状況に応じて遵守していただいている状況で、それは引き続きやっていきたいと思います。それから交流の視点、県立図書館の新しい交流の施設の面で言うと、やはり使い方としては、他の図書館の通常の使い方と同じように、感染防止対策は徹底して、当然マスクも奨励しているような状況です。また、交流の面で言うと言葉も発しますので、そういった面で、マスクの着用というのはしばらく継続していただく必要があるのかなと考えています。今後、「学び・交流エリア」と申しますが、その施設の活用については、順次、講座を拡大していく方向でいますし、よりお使いいただくことはできますので、感染防止対策を徹底していく上では、変わらずにやっていただけていると思っています。

河野委員 ジレンマになってしまうこともあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

下城委員 他にいかがでしょう。吉田委員。

吉田委員 下城委員はもっともっと踏み込んだ話を本当はしたいのだろうなと思いながら話を聞いていたのですが、今の岸田総理大臣の発言を聞いていると、今の実態とそぐわないですよ。岸田総理大臣は「少なくとももう外では外して結構ですよ。室内に入って会話がなければ外して結構ですよ。密の中で会話がある場合などには着けてくださいよ」という話になっているのです。高校生がこれを聞いたら、「そうなのか」と思うだろうというのと、実態が随分ずれているところはやはり合わせていってあげなければいけないのではないかと。だから国からいろいろな指示を待っているだけではなくて、「こういう発言があって、高校生からこんな意見が出ているのですがどうなっていますか」ということを、私は、積極的に神奈川としてはリードして聞いていく立場にあっているのではないかと思うぐらい。例えば、私は昨日の週末、鎌倉の方の海沿いに行ったのですが、あの場所を歩いている人は確かに、ほとんどマスクを外しているよね。ほとんど着けていない。今、朝出勤してここに来るときには、ほとんどの人が着けている。この辺のところも、どうしたものかなと感じていたのですが、やはり臨機応変に、広く空間が取れているところでは外すし、バスに乗るとき、電車に乗るときには着けるし、一旦教室に入るときは着けるけれど、割と静かな形で換気をしているのだったら外して、臨機応変な対応ができるような環境をやはり作って、国の方に聞いてもらうことも、県教育委員会としての大事な役目なのかなという感じながら聞いていました。

下城委員 一言補足させてください。私も大学で教えている立場として、授業があまり静かだと困るのですよね。やはり発言は活発にしてほしいので。そのときはやはりマスクも必要かなと。一番思ったのは給食の黙食ですね。大学生以上のことになりますが、やはり若者の間で自殺率が非常に高くなっているということがあります。やはりストレスの持って行き場がない。これはいろいろな理由が、学校だけではなく、友達関係だけではなく、家庭とか社会とか考えられるのですが、やはり楽しく食事することで気持ち晴れるというのは、学校の、一つの集団の非常にいいところのはずなのですが、それを今、全面的に黙食ということでは言っている。これを何とかしたい。例えば大人だったら、こういうアクリル板があれば、大分緩和されてきているとは思いますが、学校の給食の黙食というものをどうしたものかなというのを、私としては一番考えるところです。

吉田委員 神奈川県病院協会で学会をやります。そのテーマはもう新型コロナではないのです。我々皆の中では、「コロナはもういいよね」というような中で、次の新型コロナの後の働き方改革とか、いろいろなものを考えたその次元に移っているので、そういったことをやはり我々としては考えていってほしいと思う。おっしゃるとおり、ストレスの発散の方法としてそういったようなことも必要なのだと思うので、是非そういったこと。新型コロナではなくてオミクロン病なのですね。これは神奈川県が日本に発信、阿南先生や知事などが、今までの新型コロナと同じように考える必要はない、

オミクロン病として、移りやすいかもしれないけれど症状が軽いのだというようなことを発信しています。

もう一つ、インフルエンザのことを言ったのですが、確かに熱が出て呼吸器症状があればどちらか区別がつかないというような形だし、2年間ぐらいインフルエンザが流行っていないので、今年はやはりインフルエンザが流行ってくるだろうなというのは予想がついています。ですから、ある意味でやはりインフルエンザの予防接種等々を進めることも大事なことだと思う。インフルエンザと、4回目あるいは5回目のBA.5などにも通用する新しい新型コロナのワクチンの注射、同時期にやっていいですよというような話も出ているのではないですか。公にニュースに出ている。同時にやっていいかと思います。ただ、一つだけ私が心配するのは副作用の問題。インフルエンザのワクチンの注射をして、頭が痛いとか、消化器症状が出るとかという副作用もあるけれど、一番怖いのはアナフィラキシーショックというものがある。BA.5のためのワクチンで、おそらく発熱ぐらいで副作用は少ないとは言えるものの、その可能性もあるとしたら、一緒に打つと、副作用があったとき、どちらのせいかというのはなかなか区別が付きづらい。だから、可能であれば、私としてはやはり1週間ぐらい、学者などは2週間とも言ったりするのですが、それぐらい間隔を空けていた方が、その副作用がどちらオリジンなのかということが分かりやすいかと思うので、私は神奈川県としてはそれをどこかで推奨してほしいかな。私の発言だけではなくて、医学的などころもきちんと聞いていくのかと思うのですけれども。同時にやっていいから間違えないような形で一緒にやったりとかという形でいいかもしれないけれども、ヒューマンエラーから考えれば、同時にやりますよという形でインフルエンザと新型コロナのワクチンがあれば、別の日にやれば絶対間違いない。同じ日にやったら、ひょっとしたら、インフルエンザとインフルエンザで同じものを注射してしまう可能性だってある。逆もある。だから、システムとしてそういったエラーを起こさないためには分けた方がありがたいのかな。だから神奈川県として、日本全国同時に打つ傾向があるかもしれないけれども、ゆとりがあれば1週間ぐらいずらすという形をやった方がリスクは少ない、そのように思っています。

下城委員 他にいかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員 学校におけるマスクの着用の緩和、若しくは場面場面での適切な使い方についてですけれども、今の状況を踏まえると緩和の方向でよいとは思いますが、お子さんの中には、他の人がマスクを外すと不安だというお子さんもいらっしゃるかと思うので、その辺りのケアも併せてお願いいたします。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、我々からいろいろ意見が出ましたので、ご配慮いただければというふうに思います。それでは報告は以上とさせていただきます。

他に質問がないようでしたら、次に日程第1の定教第29号議案に移りたいと思います。

令和 5 年度神奈川県立の高等学校の入学者募集（専攻科を除く。）に
係る生徒入学定員について

説明者 増田高校教育課長

高校教育課長 ファイル 01「定教第 29 号議案」をお開きください。1/15 ページの提案理由にあるとおり、令和 5 年度神奈川県立の高等学校の入学者募集に係る生徒入学定員について決定していただきたく、付議するものです。議案の内容として、各県立高校ごとの入学定員の数をお示ししておりますので、まずはじめに、定員計画策定に当たっての考え方等の全体像について説明させていただきます。

ファイルの 12/15 ページ、資料 1「令和 5 年度の「高等学校生徒入学定員計画」の策定について」をご覧ください。「1 令和 5 年度定員計画策定の考え方」では、考え方を 2 点お示ししております。「(1) 合意事項の基本的な考え方の視点の達成」では、枠内に記載しているとおり、三つの視点の達成を図ってまいります。こちらは神奈川県公立高等学校設置者会議における合意事項の基本的な考え方に示されたもので、内容としては、前年度と同様のものとなっています。また、「(2)」にあるとおり、実現を目指す定員目標を設定する方式については、継続することとしました。以上の考え方を踏まえて、「2 令和 5 年度の定員計画の策定について」では、全日制進学実績の向上を推進するために、公私各々が実現を目指す入学定員目標を明確にすることとし、公立中学校卒業予定者 67,994 人のうち、公立は 40,750 人程度、私立は 15,000 人程度を目標としました。

では、この入学定員目標を基に公立高校の定員計画を策定しましたので、13/15 ページ、資料 2「令和 5 年度神奈川県公立高等学校生徒入学定員計画について」をご覧ください。「1 公立中学校卒業予定者数の推移」ですが、表の太枠にあるとおり、令和 5 年 3 月の公立中学校卒業予定者は、前年から 870 人増の 67,994 人を見込んでおります。この生徒たちを受け入れる定員枠として、「2 全日制入学定員について」の表の太枠内「公立 A」の部分をご覧ください。「①合意による公立の入学定員目標」は 40,750 人で、前年から 400 人の増となります。「②県外等からの入学者」の受入れ分として 540 人を想定します。「④」海外からの帰国生徒や在県外国籍の生徒の特別募集、中途退学者募集及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集を合わせた「特別募集等」の定員が、577 人。ここまでの合計から「③併設型中学校からの入学者」360 人を引いた人数が、「⑤」にある公立高校の「募集定員」41,507 人です。次に、県立神奈川総合高校で 7 月に実施する「⑥後期募集」の定員 20 人、来年の 4 月以降の転入学、編入学を見込んだ「⑦転編入定員」の 342 人、以上の定員を合計したものが公立高校の入学定員数となりまして、「⑧入学定員」は 42,229 人で、学級数としては、「⑨」の欄にあるとおり、1,063 クラス、前年比 10 クラス増となります。今回付議させていただいている県立分としては、表の太枠内の 2 段目が県立の数値となっております。

ます。「⑧入学定員」は38,469人、「⑨学級数」は969クラスで、前年比10クラス増となっております。

続いて「3 定時制入学定員について」の表の太枠内、「公立 A」の部分をご覧ください。「①一般募集」は2,828人で、前年から18人減。こちらに「②特別募集」の52人を合わせて、「③入学定員」が2,880人、学級数にすると「④」の82クラスとなります。そして表の太枠内2段目が、今回付議させていただいている県立分として、「③入学定員」が1,960人、「④学級数」は56クラスとなります。

次に「4 通信制入学定員について」ですが、令和5年度の入学定員については、今回の付議に係る県立の入学定員として、表の太枠内に記載のとおり、1,520人としております。

続いて、14/15 ページ、資料3「令和5年度県立高等学校学級増減対象校一覧」をご覧ください。こちらは、令和4年度の募集学級数との比較を示したものであり、今回の定員計画に係る学級増減の対象校を課程及び学科別にお示ししております。先ほどもご説明させていただいたとおり、令和5年3月の公立中卒者数は前年から870人増加する見込みです。対象校を選ぶに当たっては、各学校の施設の状況等、今後の中卒者の推移等を考慮した上で、調整させていただいております。全日制課程においては、15/15 ページ、「(4) 増減学級数合計」のとおり、県立高校24校で23学級増、13学級減し、最終的には10学級の増となっております。定時制課程においては、募集学級数の増減はありません。なお、県立高校ごとの入学定員等については、定教第29号議案のとおりとなっております。

今後の予定ですが、市立高校を設置する各市教育委員会において、市立高校の定員を議決後、10月25日に公立高校全体の定員について記者発表を予定しております。

以上で定教第29号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 13/15 ページの「資料2」を拝見すると、公立中学校卒業予定者数の推移でいくと、令和4年と令和5年のところで、今年度が1,965人増えていて、来年度が870人増えるということで、このところで一気に増えてきていますが、連続してクラス増になっている学校というのはあるのですか。

高校教育課長 今年度1クラス増になり、そして来年度さらに1クラス増になるといった学校はありません。昨年度1クラス増えて、そのままの数字が継続しているところはありません。

笠原委員 この間、ずっと減が続いてきています。そういう中で、クラス数の増減が結構頻繁に行われている学校はありますか。増、減、減というような形できている学校というのは、地域によってあるのですか。

高校教育課長 3学年の学級数が全て揃っている方が、学校運営がやりやすいというところは多分にあります。ただ、この間、中学校卒業予定者数の動きが非常に大きいものですから、その関係で学級増あるいは学級減をせざるを得ないという状況がありますので、今現在、3学年の中で特定の学年だけが多くなっている学校はかなり数があるというのが現状です。

笠原委員 学校経営上、このクラスの増減は、教育課程を実施していく上でも大きいと思います。確認ですが、どういう学校を増やしていくというのは、定員計画策定の考え方、三つの合意事項の基本的な考え方の視点と整合性をとっているということでしょうか。

高校教育課長 基本的には合意事項がありますので、それにのっかって、学校の選定をしていく。ただどうしても、学校としての施設の問題がありますので、そこで若干微調整をさせていただいているというところがあります。

笠原委員 分かりました。

下城委員 他にいかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員 県立高校と直接関係ないのですが、定時制で、市立学校で一般募集を減らして特別募集を増やしているようですが、もし事情が分かったら教えてください。

高校教育課長 在県外国人等特別募集の枠については、県立においても拡大をしていく方向で今までも検討してまいりました。結果として、横浜、川崎にかなり在県外国人の生徒が多いという状況がありますので、市立高校にも是非在県外国人枠の拡大ということをご検討いただきたいとお願いしてきた経緯があります。そうした中、市立高校で、どういう対応ができるかというようなところを今ご検討いただいている、その辺りが数字の中に入り込んできているということになります。ただ、他市の方は、これから教育委員会付議ということですので、決定事項ではありません。そうした方向性で議論をさせていただいているというのが現状です。

下城委員 他にいかがでしょう。

私の方から。先ほど笠原委員がおっしゃってくださったのですが、全体計画としては、長期の見通しとしては少子化で減っていく方向の中で、一方で、短期的には新型コロナウイルス感染症があり、神奈川県は移住者が増えた。東京からの移住者が増えたという話もある。極めて短期的ではありますが、中学校がいまだ今年も卒業者が増加傾向にあるという中で、クラスの調整、これだけ増やしていくということですよ。やはり、地域によってものすごく違う。減っているところもあれば、増えているところもある。スピード感として、これで間に合っているのでしょうか。というのは、昨年度の全体計画に対しては、全日進学率が0.7ポイント減少したというところ

ろがあるわけで、だから一方で、その集中して増えているところでは、公立に入れなかったという生徒がやはり出てきてしまっているのではないかなという危惧が若干あるのですね。ここら辺はものすごく増えている地域で、これで大丈夫であろうというような把握をもしもされているようでしたら教えてほしいのですが。

高校教育課長　やはり今、藤沢とか湘南の辺りはかなり人口の流入があるという現状は我々としても把握しております。基本的に、学級数を増減する場合については、それぞれ地域ごとの中学校の卒業予定者数まで落とし込んだ上で、検討させていただいている状況があります。ただ、本県の場合は学区という考え方をしておりません。全県が1区となっておりますので、どの学校にも通えるというところから、隣接区の中で増やすことでその辺りの中学校の卒業予定者数の増のみ込むということも視野に入れながら、検討をさせていただいているところです。現状としては、その地域の中で行きたいのだけれども、公立高校の定員があまりにも少なくて私立を選ばざるを得ないという状況になるほど、厳しい数字にはなっていない状況だと考えているところです。

下城委員　他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。
それでは質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いしたいと思います。

教育長　それでは、ただいまの定教第29号議案について、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

全委員　異議なし。

教育長　ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
それでは引き続き、下城委員をお願いします。

下城委員　それでは次に、進行の関係から日程第2の報第6号に移ります。
ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、副局長、教育参事監、総務室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、行政課長、教職員企画課長を指定します。

(10時08分非公開の会議に入り、10時26分公開の会議に戻る)

教育長　以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

令和4年10月11日

会議録作成者 書記 中村 怜

<非公開会議審議等結果>

日程第1

定教第30号議案

- ・ 県立学校人事担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

日程第2

報第6号

- ・ 行政課長から報告の後、質疑を行った。